



国家検定

技能検定

3級家具製作の (家具手加工作業)

ご案内

技能検定制度とは…

技能検定とは、働く人の技能を一定の基準によって検定し、国として技能の程度を公証する制度です。技能検定は、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

現在128職種で実施され、昭和34年の開始以来、合格者はこれまでに540万人を超え、確かな技能の証として各職場において高く評価されています。

家具製作(家具手加工作業)に3級が新設

家具製作(家具手加工作業)は、昭和57年に1級・2級の試験がスタートし、これまでに約19,000人の方が受検、約9,500人の方が合格され、技能士として活躍しています。

この職種(作業)に、今回、新たに3級が追加されました。

家具手加工作業の基本的な技能を有している方で、これから仕事に就こうとしている方、仕事に就いて自己研鑽を図る方などを対象とした検定試験で、工業高校等の専門高校や職業能力開発施設等に在籍されている方であれば、1年生から受検できます。

ぜひこの機会にチャレンジし、能力を発揮することをお勧めします。

合格のメリット

- 合格すると都道府県知事名の合格証書と技能士章がもらえます。
- 「技能士」と称することができます。
- 国家検定のため、学生の方は就職に有利です。
- 3級に合格すると、実務経験なしで2級を受検できます。
(3級に合格していない場合は、2年間の実務経験が必要)



求められる技能の内容

家具を手加工により製作するのに必要な技能

受検資格

- 高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学においてこの職種に関する学科(インテリア科等)に在籍している方または卒業された方
- この職種に関する職業訓練課程(一定の訓練課程に限る)に在籍している方または修了された方
- この職種に関し実務経験を有する方

実施日程

実施公示	9月上旬
受検申請受付	10月上旬~中旬
実技試験問題概要公表	11月下旬
実技試験	12月上旬~2月中旬(各都道府県職業能力開発協会にお問合わせ下さい。)
学科試験	1月下旬
合格発表	3月中旬

3級家具製作試験の範囲

学科試験の範囲

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
1 家具一般 家具の種類	家具の種類について概略の知識を有すること。
2 製 図 日本工業規格に定める 図示法及び材料記号	日本工業規格に定める図示法及び材料記号について概略の知識を有すること。
3 安全衛生 安全衛生に関する 詳細な知識	1 家具製作に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 機械、器具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置及び保護具の性能及び取扱方法 (3) 木工機械により発生する粉じん及びその除去 (4) 作業手順 (5) 作業開始時の点検 (6) 家具製作作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (7) 整理、整頓及び清潔の保持 (8) 事故時等における応急措置及び退避 (9) その他家具製作に関する安全及び衛生のために必要な事項 2 労働安全衛生法関係法令(家具製作作業に関する部分に限る。)について詳細な知識を有すること。
4 家具手加工作業法 家具用材料の種類 及び用途	家具用材料に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 次の木材及び木質材料の種類及び用途 イ 木材 ロ 合板 ハ 木質繊維板 (2) 次の木材及び木質材料以外の家具用材料の種類及び用途 イ 木工用接着剤 ロ くぎ、ねじ等の緊結材料 ハ 合成樹脂製品 ニ ガラス ホ 家具用金物類
木材の乾燥の方法	木材の乾燥に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 木材の乾燥の方法 (2) 木材の乾燥の程度の判定 (3) 木材の乾燥による欠陥
木工用器具の種類 及び使用方法	木工用器具に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 木工用手工具の種類及び使用方法 (2) 工作台、工作補助台、型及びジグの種類 (3) 砥石の種類、用途及び使用方法 (4) 電動工具の種類、用途及び操作方法
木工機械の種類 及び使用方法	木工機械に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 次の木工機械の種類及び使用方法 イ 木工のこ盤 ロ かな盤 ハ 木工フライス盤 ニ ほぞ取り盤 ホ 木工せん孔盤 ヘ 木工プレス ト 組立プレス (2) 木工機械に付属するジグ及び工具の使用方法
木材工作の方法	1 木取りの方法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 木取り表の作成方法 (2) 次の木取りの方法 イ 木材の性質及び用途に応じた墨付け ロ 木取りの方法 2 木材の切削加工及び研削加工の方法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 切 削 イ 鋸 断 ロ 平面切削 ハ 曲面切削 ニ せん孔 ホ 仕上げ切削 (2) 研 削 イ 研磨布紙による研削 ロ 研削砥石による研削 3 木材等の接合及び接着の方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 仕口(継手及び接手)の加工方法

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	(2) 次の接合及び接着の種類、適用箇所及び方法 イ だば、ほぞ、組手等による接合 ロ 板はぎ及び長さつぎによる接合 ハ くぎ、ねじ等による緊結 ニ 練付け、積層、成形等による接着
	4 面及びくり形の種類及び形状について概略の知識を有すること。
家具の組立て及び仕上げの方法	1 家具の組立て及び仕上げの方法について概略の知識を有すること。 2 木工塗装法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 塗装の目的及び効果 (2) 塗装用材料の種類及び用途

実技試験の範囲

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
家具手加工作業 現寸図の作成	図面及び仕様書に基づいて、簡単な工作現寸図の作成ができること。
木取り 家具の工作	木取り表に基づいて木取りができること。 1 部材の墨付けができること。 2 木工用器具の調整及び使用ができること。 3 工作用ジグ及び取付け具の使用ができること。 4 接合のための加工ができること。 5 接着工作ができること。 6 家具の組立てができること。 7 木工機械による加工ができること。
金具類の取付け	金具類の取付けができること。

合否基準

100点を満点として、実技試験は60点以上、学科試験は65点以上です。

試験会場

各都道府県職業能力開発協会にお問合せ下さい。

受検手数料

実技試験:17,900円

学科試験:3,100円

(※1) 上記金額を標準額として、各都道府県毎に設定されています。

(※2) 在校生については、減額措置が講じられます。詳しくは各都道府県職業能力開発協会にお問合せ下さい。

受検申込み方法

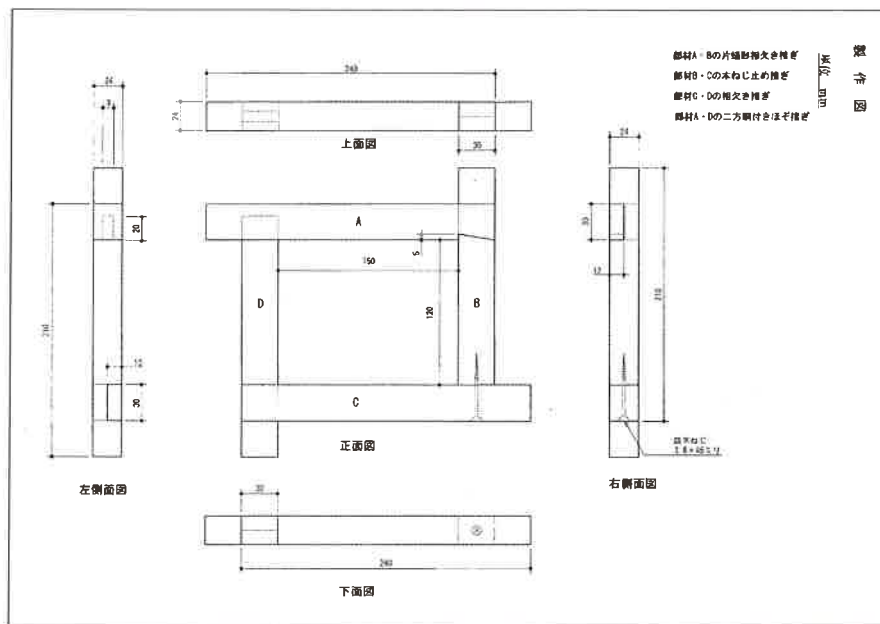
受検希望の都道府県職業能力開発協会から受検申請書をお取り寄せいただき、必要事項をご記入の上、申請受付期間内に受検手数料を添えて、都道府県職業能力開発協会に申請して下さい。

参考 実技試験課題

※以下の試験時間や課題内容は、実際の試験とは異なる場合があります。

試験時間	標準時間 2時間30分
	打切り時間 3時間
試験問題の概要	製作図に基づき、手工具を使用して仕口工作を行い、わく状の課題を製作する。

※実際の試験は実技試験と学科試験があります、実技試験の概要は試験日に先立って公表され、学科試験は30問(真偽法)を1時間で行います。



受検に関するお問合せ先(都道府県職業能力開発協会所在地一覧)

協会名	所在地	電話番号
北海道職業能力開発協会	〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1-1-2 北海道立職業能力開発支援センター内	011-825-2386
青森県職業能力開発協会	〒030-0122 青森市大字野尻字今田43-1 青森県立青森高等技術専門校内	017-738-5561
岩手県職業能力開発協会	〒028-3615 紫波郡矢巾町南矢幅10-3-1 岩手県立産業技術短期大学校内	019-613-4620
宮城県職業能力開発協会	〒981-0916 仙台市青葉区青葉町16-1	022-271-9917
秋田県職業能力開発協会	〒010-1601 秋田市向浜1-2-1 秋田県職業訓練センター内	018-862-3510
山形県職業能力開発協会	〒990-2473 山形市松栄2-2-1	023-644-8562
福島県職業能力開発協会	〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館内	024-525-8681
茨城県職業能力開発協会	〒310-0005 水戸市水府町864-4 茨城県職業人材育成センター内	029-221-8647
栃木県職業能力開発協会	〒320-0032 宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館	028-643-7002
群馬県職業能力開発協会	〒372-0801 伊勢崎市宮子町1211-1	0270-23-7761
埼玉県職業能力開発協会	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎5階	048-829-2802
千葉県職業能力開発協会	〒261-0026 千葉市美浜区幕張西4-1-10	043-296-1150
東京都職業能力開発協会	〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階	03-5211-2353
神奈川県職業能力開発協会	〒231-0026 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ6階	045-633-5419
新潟県職業能力開発協会	〒950-0965 新潟市中央区新光町15-2 新潟県公社総合ビル4階	025-283-2155
富山県職業能力開発協会	〒930-0094 富山市安住町7-18 安住町第一生命ビル2階	076-432-9887
石川県職業能力開発協会	〒920-0862 金沢市芳斉1-15-15 石川県職業能力開発プラザ3階	076-262-9020
福井県職業能力開発協会	〒910-0003 福井市松本3-16-10 福井県職員会館ビル内	0776-27-6360
山梨県職業能力開発協会	〒400-0055 甲府市大津町2130-2	055-243-4916
長野県職業能力開発協会	〒380-0836 長野市大字南長野南県町688-2 長野県婦人会館3階	026-234-9050
岐阜県職業能力開発協会	〒502-0841 岐阜市学園町2-33 岐阜県人材開発センター内	058-233-4777
静岡県職業能力開発協会	〒424-0881 静岡市清水区楠160	054-345-9377
愛知県職業能力開発協会	〒451-0035 名古屋市西区浅間2-3-14 愛知県職業訓練会館内	052-524-2034
三重県職業能力開発協会	〒514-0004 津市栄町1-954 三重県栄町庁舎4階	059-228-2732
滋賀県職業能力開発協会	〒520-0865 大津市南郷5-2-14	077-533-0850
京都府職業能力開発協会	〒612-8416 京都市伏見区竹田流池町121-3 京都府立京都高等技術専門校内	075-642-5075
大阪府職業能力開発協会	〒550-0011 大阪市西区阿波座2-1-1 大阪本町西第一ビルディング6階	06-6534-7510
兵庫県職業能力開発協会	〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-30 兵庫勤労福祉センター1階	078-371-2091
奈良県職業能力開発協会	〒630-8213 奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館2階	0742-24-4127
和歌山県職業能力開発協会	〒640-8272 和歌山市砂山南3-3-38 和歌山技能センター内	073-425-4555
鳥取県職業能力開発協会	〒680-0845 鳥取市富安2-159 久本ビル5階	0857-22-3494
島根県職業能力開発協会	〒690-0048 松江市西嫁島1-4-5 SPビル2階	0852-23-1755
岡山県職業能力開発協会	〒700-0824 岡山市内山下2-3-10 アマノビル3階	086-225-1547
広島県職業能力開発協会	〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5階	082-245-4020
山口県職業能力開発協会	〒753-0074 山口市中央4-3-6	083-922-8646
徳島県職業能力開発協会	〒770-8006 徳島市新浜町1-1-7	088-663-2316
香川県職業能力開発協会	〒761-8031 高松市郷東町587-1 香川県地域職業訓練センター内	087-882-2854
愛媛県職業能力開発協会	〒791-1101 松山市久米窪田町487-2 愛媛県産業技術研究所 管理棟2階	089-993-7301
高知県職業能力開発協会	〒781-5101 高知市布師田3992-4 高知地域職業訓練センター内	088-846-2300
福岡県職業能力開発協会	〒813-0044 福岡市東区千早5-3-1 福岡人材開発センター2階	092-671-1238
佐賀県職業能力開発協会	〒840-0814 佐賀市成章町1-15	0952-24-6408
長崎県職業能力開発協会	〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21	095-894-9971
熊本県職業能力開発協会	〒861-2202 上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内	096-285-5818
大分県職業能力開発協会	〒870-1141 大分市大字下宗方字古川1035-1 大分職業訓練センター内	097-542-3651
宮崎県職業能力開発協会	〒889-2155 宮崎市学園木花台西2-4-3	0985-58-1570
鹿児島県職業能力開発協会	〒892-0836 鹿児島市錦江町9-14	099-226-3240
沖縄県職業能力開発協会	〒900-0036 那覇市西3-14-1 那覇地域職業訓練センター内	098-862-4278



中央職業能力開発協会

<http://www.javada.or.jp/>

(6)